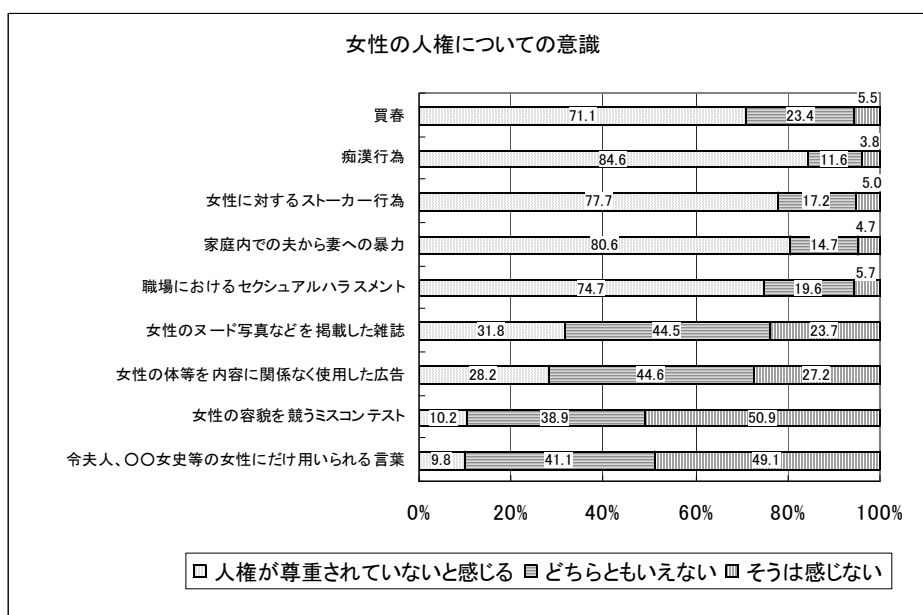


第6章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

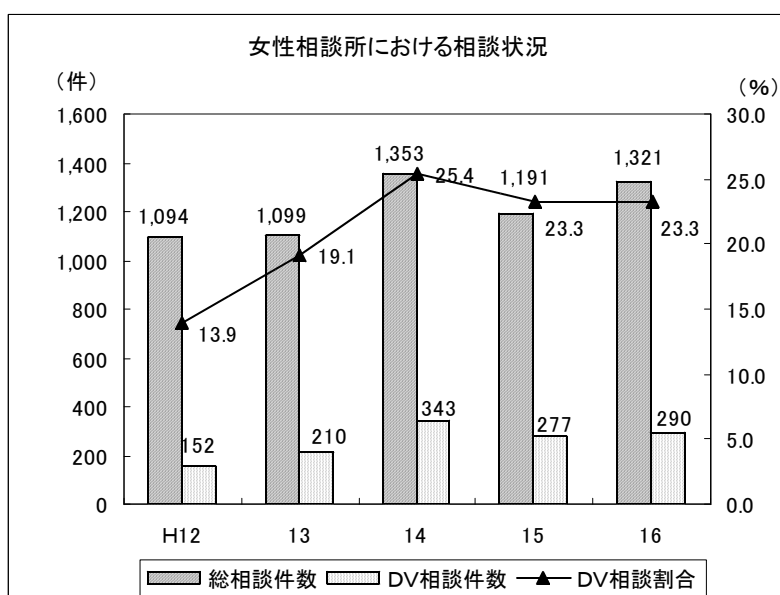
1 現状と課題

男女共同参画社会は、個人の尊厳が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の確立である。しかしながら、平成12年の県民意識調査によれば、「家庭内での夫から妻への暴力」や「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」など、7割以上の人々が「人権が尊重されていないと感じる」と答えている。



資料：県民意識調査

本県において女性相談所で受け付けたドメスティック・バイオレンスに関する相談件数は、平成14年度343件、15年度277件、16年度290件と年々増加している状況にある。



資料：児童家庭課調

このことは、平成 13 年 10 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行されたことをはじめ、さまざまな啓発活動の実施や警察等関係機関において相談窓口が拡充され、社会全体にドメスティック・バイオレンスが犯罪であるという認識が広がったことにより、潜在的被害者も声をあげるようになったものと考えられる。

なお、平成 16 年 5 月に配偶者暴力防止法が改正され、元配偶者も保護命令の対象とするとともに、被害者が同伴する子どもへの接近禁止命令も可能とするなど保護命令制度が拡充されたほか、都道府県は配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策に関し、基本的な計画の策定が義務づけられたところである。

また、平成 12 年 11 月、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が施行されたが、平成 14 年以降、相談受理件数は大幅に減少したものの、依然として悪質かつ執拗なストーカー事案が発生している。（資料編 94 ページ）

男女間の暴力のほとんどを占める女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。このため、県民の認識を高め、女性への暴力を許さない意識を醸成するとともに、警察や女性相談所など関係機関や民間団体が連携し、暴力根絶に向けた環境づくりを推進するとともに、情報提供や相談体制の充実など被害者の支援対策を推進する必要がある。

2 施策の実施状況

(1) 女性に対する暴力の根絶に向けた基盤づくり

事業名	概要	当初予算額（千円）		課(室)名
		平成17年度	平成16年度	
男女共同参画社会づくりのための啓発資料整備事業（再掲）	「みやざき男女共同参画プラン」の趣旨を広く県民に浸透させるため、啓発資料を整備・充実し、市町村、民間団体、学校、企業等に配布する。 ○16年度実績 DV啓発カード 50,000部 DV啓発リーフレット 5,000部 男女共同参画パンフレット 5,000部 小学生向け啓発誌「できることいっぱい」 16,000部	(1,628)	(3,284)	青少年男女参画課
被害者への援助措置	希望者に対する「防犯機材」の貸出	*	*	警察本部生活安全企画課
「犯罪から女性や子供等弱者を守る」広報事業	スポット放送	957	957	警察本部生活安全企画課
相談による指導・助言等の防犯対策の強化	警察本部及び各警察署における適切な相談受付	*	*	警察本部生活安全企画課

(注)「*」は予算額が明確に区分できないもの又は予算を伴わないもの

(2) 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

事業名	概要	当初予算額（千円）		課(室)名
		平成17年度	平成16年度	
	※ あらゆる法令を適用した適正かつ強力な捜査等の推進	*	*	警察本部捜査第一課

(3) 被害女性支援体制の充実

事業名	概要	当初予算額（千円）		課(室)名
		平成17年度	平成16年度	
男女共同参画センター運営委託費(再掲)	<p>宮崎県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくりに関する情報提供、啓発、相談、交流事業を行う。</p> <p>①情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、各種資料等の収集整理及び貸出 ・ホームページによる情報発信 <p>②啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発誌の発行 「ブリリアント」年3回 ・男女共同参画講座、企業トップセミナー等各種講座の開催 ・講師派遣事業 <p>③相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談（電話・面接） ・専門相談（面接のみ） <p>④交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ登録の促進及び登録グループ代表者交流会の開催 ・交流会、学習会等の支援 	(36,719)	(37,100)	青少年男女参画課
婦人保護事業費	<p>家庭関係の破綻や生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題に直面している女性の相談に応じ、適切な助言指導を行うとともに、保護が必要な場合は施設で自立のための指導援助を行う。</p> <p>○16年度実績（女性相談所相談受付状況）</p> <p>相談件数合計 1,321件</p> <p>うち、夫等の暴力 290件</p> <p>*女性相談所 宮崎市霧島1-1-2 TEL 0985-22-3858</p> <p>*女性保護施設（県立きりしま寮） 宮崎市霧島1-1-2 TEL 0985-22-3858</p>	25,955	26,797	児童家庭課
配偶者暴力相談支援センター運営事業（婦人保護事業費の一部）	<p>女性相談所において、配偶者暴力防止法に規定された配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たせるよう、相談支援体制の充実を図る。</p> <p>①相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員の配置（3名） ・電話相談員の配置（2名） ・精神科嘱託医・カウンセラーの配置（各1名） <p>②関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者保護支援ネットワークの設置 <p>○16年度実績（DV被害者保護支援ネットワーク事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と意見交換、事例検討等を実施（6回） ・参加者数：計200名 	(10,525)	(10,771)	児童家庭課
新DV対策宮崎県基本計画策定事業	<p>DV被害者の保護・支援のための施策を推進するため、県基本計画の策定を行う。</p>	281	—	児童家庭課

事業名	概要	当初予算額（千円）		課(室)名
		平成17年度	平成16年度	
犯罪被害者対策推進事業	<p>被害者の精神的・経済的負担の回復・軽減を図るための施策、被害者の安全確保のための施策等被害者の視点に立った各種施策を推進するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、官民一体となって犯罪被害者等の支援を行う。</p> <p>特に女性の被害者等に対しては、女性警察官による事情聴取・付添など、よりきめ細かな支援を行っている。</p> <p>1 精神的負担の軽減等に関する施策</p> <p>(1) 「被害者の手引き」や「リーフレット」等による情報提供</p> <p>(2) 性犯罪相談窓口などによる各種相談の適正な受理</p> <p>(3) 指定被害者支援要員による事件直後の被害者等に対する説明・付添等の各種支援</p> <p>(4) 性犯罪・ストーカー事件等の被害者等を対象とした警察通報専用携帯電話の貸与制度</p> <p>(5) 性犯罪事件など女性被害の犯罪捜査を担当する特別指定捜査員（女性警察官）の配置</p> <p>2 経済的負担の軽減等に関する施策</p> <p>(1) 診断書等作成の公費負担制度</p> <p>(2) 性犯罪被害者の初診料公費負担制度</p> <p>3 関係機関・団体との連携</p> <p>(1) 宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議及び警察署単位の犯罪被害者等支援連絡協議会との連携による情報交換や広報啓発活動</p> <p>(2) 宮崎県弁護士会及び（社）宮崎犯罪被害者支援センターとの連携体制の確立による被害者支援活動</p>	2,753	4,518	警察本部 警務課 犯罪被害者支援室
犯罪被害者援助団体への業務委託事業	<p>平成16年4月1日に業務を開始した、社団法人宮崎犯罪被害者支援センターに、相談・カウンセリング事業及び広報・啓発活動事業等の一部を業務委託することにより、被害者等のニーズに対応したきめ細かな支援を行っている。</p> <p>1 相談・カウンセリング事業</p> <p>(1) ボランティア等による電話・面接相談</p> <p>(2) 臨床心理士等によるカウンセリング</p> <p>(3) 弁護士による法律相談</p> <p>2 直接支援事業</p> <p>(1) 病院・法廷等への付添支援</p> <p>(2) 買い物や身の回りの世話等の生活支援</p> <p>3 広報啓発・人材育成活動</p> <p>(1) ポスター・リーフレット等の作成配布</p> <p>(2) 被害者支援フォーラム等の開催</p> <p>(3) ボランティア等の人材育成のための講習会等の開催</p>	7,898	7,898	警察本部 警務課 犯罪被害者支援室

3 今後の取組

地域生活部では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて広報・啓発活動を行うとともに、地方法務局や警察本部等と連携を図りながら、各種啓発活動を推進していく。

福祉保健部では、配偶者暴力相談支援センターにおいて配偶者暴力防止法に基づく相談支援を行うとともに、引き続きDV被害者保護支援ネットワーク会議の開催を通して、関係機関や民間団体とのさらなる連携を図っていく。また県内における緊急一時保護施設の確保に努めていく。

警察本部においては、配偶者暴力防止法等に基づく安全確保など被害者に対する的確な援助措置を講じるとともに、「(社)宮崎犯罪被害者支援センター」との連携を図り、ボランティア相談員等による各種相談活動や付添い等の直接支援活動等の支援を行っていく。